

中能登町障害者活躍推進計画

令和2年3月策定

中能登町障害者活躍推進計画

1. 機関名

中能登町
中能登町教育委員会
中能登町議会事務局

2. 任命権者

機関名	任命権者
中能登町	中能登町長
中能登町教育委員会	中能登町教育委員会教育長
中能登町議会	中能登町議会

3. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

4. 障害者雇用に関する課題

機関名	課題
中能登町	令和2年度職員採用にて、障害者枠を設けたが、応募がなかった。 現在、数名の障害者雇用があるが、引き続き募集・採用に努めるとともに、定着に向けて各種取り組みが必要である。
中能登町教育委員会	令和元年6月時点で職員総数は20名と小規模であり、全員、町長部局からの出向であるため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。
中能登町議会	令和元年6月時点で局員総数は3名と小規模であり、全員、町長部局からの出向であるため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。

5. 目標

①採用に関する目標

【実雇用率】 令和7年6月1日時点で法定雇用率の維持
(参考) 令和元年6月1日時点の法定雇用率 3.39%
注：町長部局での法定雇用率
(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

②定着に関する目標

なし

※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。

6. 取組内容

①障害者の活躍を推進する体制整備

(1) 組織面

障害者雇用推進者として秘書人事担当課長を選任する。

(2) 人材面

障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、石川労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、石川労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

7. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人材管理

(1) 職務環境

障害を持つ職員の要望を踏まえ、就労支援機器の導入を検討するとともに、過重な負担とならない範囲で適切に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 募集・採用

募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関」に所属しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(3) 働き方

時差出勤・早出遅出制度、短時間勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。

8. その他

国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。